愛知県教育委員会　教育長纐纈知行様　　請願書　　２０２６年9月２８日

請願人　行政を考える住民の会　　事務局　宮﨑邦彦
連絡先　〒[redacted]

請願

公務内の不適切な行為をした職員（資料１）の場合は、「給与返還を求める」等ということを公表することを求める請願

請願の理由

① 審査表（資料１）によると、該当職員は、２０２６年5月７日、６月５日、６月１０日、６月１６日に、公務内に不適切な行為。

○5月７日、授業中、生徒のスリッパ落書き（器物破損行為といえる）。
生徒のノートに落書き（器物破損行為といえる）画鋲を生徒に向けて投げた（傷害未遂行為といえる）。この場合は、画鋲が、目にあたったら、どのような結果になったのか、該当教員以外に、審査表を記載した職員等想定できなかったのかを知りたい。

○６月５日、恐怖心を与えた。とあるが、詳細を知りたいところである。

○６月１０日、階段下方に両手で押した（傷害未遂行為ともいえる）。からとある。階段での出来事の結果について、どのような結果になるのか、想定できなかったのか、知りたい。

○６月１６日、椅子ごと転倒させた（傷害等行為といえる）。
該当教員が、指導された後での不適切行為なら、告発等しなければならない事案である。
転倒ということは、倒れた時、最初にどこをついたのかわからないが、相当危険な倒れ方をしたことが想定される。倒れて、頭を打った場合のことを考えなかったのか、該当教員だけでなく、学校、審査表を記載した職員等はどのように受け止めたのか知りたい。

○　当日の勤務実態（正規の勤務内でのことか）か、が不明であるが、給与が支払われていたと推定される。勤務中の不適切行為は、その勤務時間帯を、勤務していたと計算されるのは問題である。
（本来は、清掃監督中の不適切行為前後も含め、その時間帯、勤務していたとはいえないといえる）

○　処分以外、授業中、２回。清掃監督中が２回。にあたる給与返還が求められるということになる。

②　県立高校で、以前、修学旅行中の不適切行為をした職員が、処分以外に、処分を受けた職員からの給与返還がなされたた事例がある。今回の事例も同様に処分等以外に、給与の返還が求められるといえる。

請願事項



1　公務内の、不適切行為は、その時間帯の給与返還を求めるということを公表すること。（場合によっては、１日分）

2　本件、該当職員への不当行為に係る時間分の、給与返還を求めること。

添付資料　資料１　審査表

口頭意見陳述希望

資料1

審　査　表

事案の種別	不適切な行為	発生年月日	令和８年５月７日（木）、６月５日（金）、６月10日（水）、６月16日（火）	公務内
		発生場所	県立岩津高等学校[redacted]年[redacted]組教室 及び[redacted]階段	
審査対象者	所属名	職名	氏名	
（本人）	県立岩津高等学校	暫定再任用教諭	[redacted]（[redacted]生）64歳（男）	
（監督者）	県立岩津高等学校	校長	出口（でぐち）　亮一（りょういち）（[redacted]生）54歳（男）	

事件の概要

令和８年５月７日（木）午前９時10分頃、授業中、当該教諭は、生徒に自習するよう指示した。

指示に従って生徒Ａが自習していたところ、当該教諭は、Ａが履いていた右足のスリッパを取り上げ、Ａの筆箱から黒の油性マーカーを取り出し、スリッパに記載されていたＡの氏名の左側に、油性マーカーで「やばい」と書いて返却した。

続いて、当該教諭は、Ａの机上からノートを取り上げ、教卓まで持っていき、ノートの裏表紙にＡの黒の油性マーカーで「やばいＡ（生徒名）」と９箇所書いた。さらに当該教諭の黒の油性ボールペンで「やばいＡ（生徒名）」と６箇所書いて、ノートをＡに返却した。

その後、当該教諭は、教卓の中にあった画鋲の１つを、1.5mほど離れた位置にいたＡに向けて軽く弧を描く強さで投げたが、誰にも当たらず床に落ちた。

続いて、当該教諭は、生徒Ｂの机上から消しゴムを取り上げ、教卓付近に移動し、教卓内にあった画鋲６個をその消しゴムに突き刺し、２mほど離れた位置にいたＢに向かって弧を描く強さで投げたが、誰にも当たらずＢの机上に落ちた。

６月５日（金）午後３時25分頃、当該教諭は、[redacted]階段で清掃の監督をしていた。当該教諭は、階段を上ってきた生徒Ｃに対し、正面に立ちふさがるように立ち、突然５秒程度Ｃの両肩を掴み、Ｃに恐怖心を与えた。

６月10日（水）午後３時25分頃、当該教諭は、[redacted]階段で清掃の監督をしていた。当該教諭は、階段の一番上で、清掃中の生徒Ｄ、生徒Ｅ、生徒Ｆの肩を後ろから階段下方向に向かって両手で押した。Ｄはバランスを崩し階段から落ちそうになったが、一段降りる形で踏み留まり、Ｅ、Ｆはその場で踏み留まった。

６月16日（火）午後０時30分頃、授業中、当該教諭は、生徒に自習を指示し、その監督をしていた。生徒Ｇは、教室正面に対して左向きに椅子を置いて座り、体を左方向にひねった姿勢で、後ろの席の生徒と私語をしていた。Ｇは、椅子の背もたれにもたれかかり、椅子の後ろ側２本の脚に重心をかけ、椅子の前側２本の脚は宙に浮いた状態で座っていた。当該教諭は、Ｇの椅子に対して正面に立ち、Ｇの右肩付近を両手でゆっくり押し、Ｇを椅子ごと転倒させた。

処分すべき理由及び考慮事項等

本人

[redacted]